

## 第33回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月23日(月) 午後1時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員(10人)

1番 卷坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 上田信幸局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明主事 孫田智子主査 桐生竜也主事
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名委員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 報告第 89号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 日程第4 報告第 90号 農地法第18条の規定による報告について
  - 日程第5 報告第104号 現況が非農地である登記簿上農地の土地について
  - 日程第6 議案第105号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第7 議案第106号 農地法第5条第1項による許可申請に対する意見について
  - 日程第8 議案第107号 農用地利用集積等促進計画案(所有権移転)に関する意見について
  - 日程第9 議案第108号 農用地利用集積等促進計画案(貸借権)に関する意見について
  - 日程第10 議案第109号 飯豊町地域計画の変更に対する意見について

議長 中津川ではまだまだ雪が残っていますが、平地では雪がなくなり、そろそろ農作業に取り掛かっている方もいると思います。昨年は米価が高く、農家には嬉しいことでしたが、逆に消費者に取っては大変だったと思います。最近、少しずつではありますが、小売価格が下がっているように見えます。来年度の価格も下がるような噂が聞こえてきますが、大きく下がらないことを期待するしかないと思います。

昨年が、米の備蓄放出がありました。今度は原油の備蓄放出が始まったようです。農作業にもトラクターなどの機械には欠かせないものなので、今後、どのようになるのか心配があります。これも大きく上がらないことを期待して、朝のあいさつと致します。

それでは、ただいまより第33回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、2番後藤恵美子委員、3番齋藤祐一委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 全員異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは、日程第3報告第89号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 それでは報告第89号農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告致します。

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	中字浅袋 2887-3 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 2 筆で 1,938 m <sup>2</sup>	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	中字西田尻 3722 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 14 筆で 36,260 m <sup>2</sup>	
3番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	中字山王原 2284 はじめ 15 筆	
	地目地積	田 13 筆畑 2 筆で 24,050 m <sup>2</sup>	

1番は令和6年4月29日相続によるものであつせんの希望はありません。2番は令和8年1月22日相続によるものであつせんの希望はありません。3番は令和2年9月16日相続によるものであつせんの希望はありません。以上、報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第4報告第90号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字遠藤屋敷 4355	
	地目地積	田1筆で 1,005 m <sup>2</sup>	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字遠藤屋敷 4355	
	地目地積	田1筆で 1,005 m <sup>2</sup>	
3番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字遠藤屋敷 4358	
	地目地積	田1筆で 820 m <sup>2</sup>	
4番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字遠藤屋敷 4358	
	地目地積	田1筆で 820 m <sup>2</sup>	
5番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字柳沢 4731-2	
	地目地積	畑1筆で 3,429 m <sup>2</sup>	
6番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字柳沢 4731-2	
	地目地積	畑1筆で 3,429 m <sup>2</sup>	
7番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字柳沢 4744-1	
	地目地積	畑1筆で 5,645 m <sup>2</sup>	
8番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇

	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字柳沢 4744-1	
	地目地積	畑 1 筆で 5,645 m <sup>2</sup>	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	小白川字原 880 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,619 m <sup>2</sup>	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字吉原 4170 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 34,637 m <sup>2</sup>	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	黒沢字高柳 2585-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 7,380 m <sup>2</sup>	
12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	黒沢字高柳 2585-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,404 m <sup>2</sup>	
13 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	黒沢字町田 2838-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 19,010 m <sup>2</sup>	
14 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	黒沢字町田 2857 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 10,300 m <sup>2</sup>	
15 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	黒沢字二本松 2739-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,307 m <sup>2</sup>	
16 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	黒沢字町田 2845-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 14,691 m <sup>2</sup>	
17 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	黒沢字川原 844-1 はじめ 18 筆	
	地目地積	田 13 筆畑 5 筆で 37,524 m <sup>2</sup>	

18 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	黒沢字高橋 3213 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,703 m <sup>2</sup>	
19 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字中ノ目 3983 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 5,028 m <sup>2</sup>	
20 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字釈迦堂 4093-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 14,760 m <sup>2</sup>	
21 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	萩生字釈迦堂 4114-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,376 m <sup>2</sup>	
22 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	高峰字毛下野上 4730 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,702 m <sup>2</sup>	
23 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人		〇〇〇
	届出地	高峰字毛下野上 4730 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,702 m <sup>2</sup>	

以上 23 件につきまして報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第 5 報告第 104 号「現況が非農地である登記簿上農地の土地についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 現況が非農地である登記簿上農地の土地についてを説明致します。地籍事業において、現地の確認の結果、登記簿上農地ではありますが、現況が非農地でありますので、意見を求められたものであります。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字小稲沢 801-2 はじめ 4 筆	
	地目面積	畑 4 筆で 769 m <sup>2</sup>	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字小稲沢 803 はじめ 6 筆	
	地目面積	田 1 筆畑 5 筆で 1,004.91 m <sup>2</sup>	

3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字小稲沢 806-4 はじめ 8 筆	
	地目面積	畑 8 筆で 1,791 m <sup>2</sup>	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字小稲沢 806-6 はじめ 2 筆	
	地目面積	畑 2 筆で 379 m <sup>2</sup>	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字小稲沢 806-14 はじめ 4 筆	
	地目面積	畑 4 筆で 1,380 m <sup>2</sup>	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字小稲沢 806-20 はじめ 2 筆	
	地目面積	畑 2 筆で 1,380 m <sup>2</sup>	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字小稲沢 806-21 はじめ 3 筆	
	地目面積	畑 3 筆で 2,087 m <sup>2</sup>	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字小稲沢 806-25	
	地目面積	畑 1 筆で 224 m <sup>2</sup>	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字小稲沢 806-27	
	地目面積	畑 1 筆で 39 m <sup>2</sup>	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字長畑 815-2	
	地目面積	畑 1 筆で 826 m <sup>2</sup>	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字長畑 817-2 はじめ 2 筆	
	地目面積	畑 2 筆で 1,182 m <sup>2</sup>	

以上について、現況がすべて山林ということで、意見を求められますので、ご意見を頂きたいと思います。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって決議することに決定しました。続きまして、日程第 6 議案第 105 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字南田 4371-1	
	地目地積	田 1筆で 1,020.50 m <sup>2</sup>	
2番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字原 4049-1	
	地目地積	田 1筆で 931 m <sup>2</sup>	
3番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字吉原 4170 はじめ 5筆	
	地目地積	田 5筆で 34,637 m <sup>2</sup>	
4番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2585-1	
	地目地積	田 1筆で 1,404 m <sup>2</sup>	
5番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2585-2 はじめ 2筆	
	地目地積	田 2筆で 7,380 m <sup>2</sup>	
6番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2838-1 はじめ 6筆	
	地目地積	田 6筆で 19,010 m <sup>2</sup>	
7番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2857 はじめ 3筆	
	地目地積	田 3筆で 10,300 m <sup>2</sup>	
8番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2739-1	
	地目地積	田 1筆で 1,307 m <sup>2</sup>	
9番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2845-1 はじめ 7筆	
	地目地積	田 7筆で 14,691 m <sup>2</sup>	

10 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字上川原 3166-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 6,618 m <sup>2</sup>	
11 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高橋 3213 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,703 m <sup>2</sup>	
12 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字吉祥寺 3759-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 4,439 m <sup>2</sup>	
13 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字叶内 3057 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 24,445 m <sup>2</sup>	
14 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字北目 3929-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 24,998 m <sup>2</sup>	
15 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字釈迦堂 4111 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 6,308 m <sup>2</sup>	
16 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字釈迦堂 4081 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 6,249 m <sup>2</sup>	
17 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字山崎 3788 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 12,544 m <sup>2</sup>	
18 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字東佐内屋敷 3848 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 19,994 m <sup>2</sup>	
19 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字遠藤屋敷 4355-1 はじめ 2 筆	

	地目地積	田 2 筆で 3,510 m <sup>2</sup>	
20 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	萩生字遠藤屋敷 4358	
	地目地積	田 1 筆で 820 m <sup>2</sup>	
21 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字上川原北 6266 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 6,281 m <sup>2</sup>	
22 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字中通 5267-1	
	地目地積	田 1 筆で 3,840 m <sup>2</sup>	
23 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字松元 4462-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 1,612 m <sup>2</sup>	
24 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字松元 4464-1	
	地目地積	畑 1 筆で 2,015 m <sup>2</sup>	
25 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字松元 4465-1	
	地目地積	畑 1 筆で 739 m <sup>2</sup>	
26 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字松元 4473 はじめ 3 筆	
	地目地積	畑 3 筆で 2,872 m <sup>2</sup>	
27 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字松元 4467 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 2,119 m <sup>2</sup>	
28 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字松元 4446-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	畑 3 筆で 1,860 m <sup>2</sup>	
29 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇

	申請地	高峰字松元 4454-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 1,117 m <sup>2</sup>	
30 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4458-1	
	地目地積	畑 1 筆で 1,027 m <sup>2</sup>	
31 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4450-2	
	地目地積	畑 1 筆で 1,547 m <sup>2</sup>	
32 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4449-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 810 m <sup>2</sup>	
33 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4456-1	
	地目地積	畑 1 筆で 850 m <sup>2</sup>	
34 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4442-11 はじめ 6 筆	
	地目地積	畑 6 筆で 2,003 m <sup>2</sup>	
35 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4455-1	
	地目地積	畑 1 筆で 945 m <sup>2</sup>	
36 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4451-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 2,336 m <sup>2</sup>	
37 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4457-1	
	地目地積	畑 1 筆で 913 m <sup>2</sup>	
38 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4459-1	
	地目地積	畑 1 筆で 1,065 m <sup>2</sup>	
39 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇

	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4461-2	
	地目地積	畑 1 筆で 1,142 m <sup>2</sup>	
40 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4460-1	
	地目地積	畑 1 筆で 963 m <sup>2</sup>	
41 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字松元 4447-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 839 m <sup>2</sup>	

以上 41 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査ならび補足説明をお願い致します。9 番二瓶幸浩委員

二瓶委員 　1 番の案件であります、1 筆の田んぼに半分ずつ、〇〇〇と〇〇〇が所有してまして、以前よりはっきりしたいとの話があったようです。このたび、両者で話をしまして、〇〇〇の方に無償で譲渡するということで、話をしたようです。何ら問題ないと思っております。2 番の案件ですが、〇〇〇の田んぼなんですが、以前、違う方が耕作していたんですが、その人が返したいということで、〇〇〇が隣接の土地を現在耕作しておりますので、〇〇〇にお願いしたところ、快く引き受けて頂いたので、小作料についてもお互い話をして頂いたので、何ら問題ないと思っております。

議長 　　他にございませんか。4 番渡部由美子委員

渡部委員 　3 番から 9 番の案件ですが、元々、〇〇〇と皆さんが賃貸借の契約を結んでおり、今回、〇〇〇を設立されたということで、実際は再契約ということで、何ら問題はありません。10 番の案件ですが、〇〇〇の田んぼなんですが、〇〇〇に集約ということで契約をされるということでした。11 番 12 番の〇〇〇の案件ですが、ご高齢のため、農業を辞められるということで、11 番は〇〇〇に、12 番は〇〇〇の方で賃貸借契約を結ばれるということでした。13 番ですが、先月亡くなられた〇〇〇の田んぼを隣接地で耕作されている〇〇〇にお願いしたいということで、このたび、賃貸借契約を結ぶことになりました。何ら問題ないので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議 長 他にございませんか。7番手塚康博委員
- 手塚委員 14番の案件ですが、〇〇〇、借受人が〇〇〇ですが、以前から耕作されていて、小作料は本人同士で協議されて決定されたので、何ら問題ありません。15番〇〇〇、16番〇〇〇、17番〇〇〇、18番〇〇〇は、同様に〇〇〇んが借受人ということで、本人同士、決定されたということで、何ら問題ないと思います。19番〇〇〇、20番〇〇〇で借受人が〇〇〇についても、隣接地で耕作しているということで、何ら問題ないので、よろしくご審議お願い致します。
- 議 長 他にございませんか。8番遠藤智行委員
- 遠藤委員 21番の案件ですが、地名に上川原とあり、石がある農地で何十年と田んぼではなく、畑として使っていて土地でありまして、誰も借り手がいませんでした。しかし、近くに農地を持っている〇〇〇にお願いしたところ、2000円ならば借りても良いということで、双方とも納得していますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 他にございませんか。1番巻坂藤博委員
- 巻坂委員 22番から41番までの案件を説明致します。22番の案件ですが、〇〇〇と〇〇〇ですが、更新で今までも何ら問題ないので、これからも問題ないと思われれます。23番から41番の案件ですが、畑で高台にある開発した畑でありまして、全員が同じ部落の人で、その時に、分筆したものと思われれます。〇〇〇がそれを管理して、草を刈っている状態で畑として耕作しておりません。無償で、みなさん納得しておられますので、これも問題ないと思われれます。41番の方は長井市となっておりますが、元々高峰の方であります。25番は新規とありますが、元々お父さんの名義であったための新規で何ら問題ないので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。
- 委 員 全員挙手
- 議 長 挙手全員です。よって決議することに決定しました。続きまして、日程第7議案第106号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対するついて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。
- 孫田主査 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対するついて説明いたします

1 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字毛下野上 4730 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,702 m <sup>2</sup>	

飯豊町役場から南西に約 6.5 km に位置する農地でございます。申請については、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地に区分されます。つづいて、転用事由について説明させていただきます。資材置場用地を新たに造成するためでございます。工事着手は許可後で令和 8 年 8 月頃までに工事を完了する予定です。補足説明を行います。事業費は土地造成費 50 万円となっております。資金計画については全て自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認しております。取水、汚水はなし、雨水は自然流下であります。土地改良区との関係性ですが、今回の申請箇所については土地改良事業施行地ではありますが、土地改良区からの意見書を確認しております。その他、協議事項などはありません。続いて、被害防除計画について説明致します。今回の土地は造成の必要があり、盛土について実施する予定でございますが、盛土規制法に関して事前に県の担当者の方と協議して頂いております。盛土の高さについても 30 cm 未満であることから問題なしとの意見を頂いております。法面については土留めの措置をほどこし、法面の保護を行う予定です。近辺農地への影響については、建物等の建設を行わないため、影響はないと推測されます。農業用排水、施設、農道、ため池等に及ぼす影響はございません。申請箇所につきましては、3 月 20 日に巻坂委員と寒河江最適化推進委員に現地を確認頂いております。今回の案件ですが、令和 7 年 4 月 25 日に開催されました第 22 回の農業委員会で農振除外の許可を頂いている案件でございます。以上ご説明させていただきました。よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査ならび補足説明をお願い致します。1 番巻坂藤博委員

巻坂委員 　先ほど説明があったように、3 月 20 日に現地調査を行ってきました。元々は田んぼになっていますが、何年も耕作していない土地でありました。水路は入っておりました、聞いたところ、そのまま残しておくようでした。地域の方には、総会の時に説明して了承して頂いておりますので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 挙手全員です。よって、決議することに決定しました。続きまして、日程第8議案第108号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

桐生主事 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）に関する意見について説明させていただきます。

1 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字日渡五 773-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,108 m <sup>2</sup>	
2 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字松元 4480 はじめ 7 筆	
	地目地積	畑 7 筆で 7,876 m <sup>2</sup>	

以上説明致しましたので、ご意見のほどお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって、決議することに決定しました。続きまして、日程第9議案第108号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権）に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

桐生主事 農用地利用集積等促進計画（貸借権）に関する意見について説明させていただきます。

1 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	移 転 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字台ノ下 2098 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 15,373 m <sup>2</sup>	
2 番	所 有 者	〇〇〇	〇〇〇
	移 転 者	〇〇〇	〇〇〇
	耕 作 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	黒沢字高柳 355-1 はじめ 3 筆	

	地目地積	畑 3 筆で 1,460 m <sup>2</sup>	
3 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字月岡 3208 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 30,659 m <sup>2</sup>	
4 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字町田 2878-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,489 m <sup>2</sup>	
5 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2582 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 9,628 m <sup>2</sup>	
6 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2691 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 3 筆で 37,536 m <sup>2</sup>	
7 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2583	
	地目地積	田 1 筆で 1,797 m <sup>2</sup>	
8 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字上川原一 1101-53 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 10,552 m <sup>2</sup>	
9 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2679-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 6,587 m <sup>2</sup>	
10 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	移転者	〇〇〇	〇〇〇

	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字二本松 2680-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 3 筆畑 5 筆で 10,307 m <sup>2</sup>	
11 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字川原 844-1 はじめ 18 筆	
	地目地積	田 13 筆畑 5 筆で 37,524 m <sup>2</sup>	
12 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2524-1 はじめ 16 筆	
	地目地積	田 14 筆畑 2 筆で 48,487 m <sup>2</sup>	
13 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡南 4276-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 7,216 m <sup>2</sup>	
14 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字原嶋一 708-7 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,499.88 m <sup>2</sup>	
15 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中野 275	
	地目地積	田 1 筆で 1,756 m <sup>2</sup>	
16 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字釈迦堂 4114-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,376 m <sup>2</sup>	
17 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字釈迦堂 4093-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 14,760 m <sup>2</sup>	
18 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字中ノ目 3983 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 5,028 m <sup>2</sup>	
19 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字田中 3828-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3,284 m <sup>2</sup>	

20 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字田中 507-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2, 126 m <sup>2</sup>	
21 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字釈迦堂 4084-2 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3, 987 m <sup>2</sup>	
22 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字中ノ目 4029-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 12, 757 m <sup>2</sup>	
23 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字釈迦堂 4104 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4, 452 m <sup>2</sup>	
24 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字道六神 4131	
	地目地積	田 1 筆で 633 m <sup>2</sup>	
25 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字道六神 4136	
	地目地積	田 1 筆で 1, 149 m <sup>2</sup>	
26 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡南 4293-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2, 146 m <sup>2</sup>	
27 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字岡南 4300 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 637 m <sup>2</sup>	
28 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字柳沢 4731-2	
	地目地積	畑 1 筆で 3, 429 m <sup>2</sup>	
29 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字柳沢 4744	

	地目地積	畑 1 筆で 5,645 m <sup>2</sup>	
30 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字坪沼 2286	
	地目地積	田 1 筆で 6,556 m <sup>2</sup>	
31 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字坪沼 2269-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 21,917 m <sup>2</sup>	
32 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡三 747-1	
	地目地積	田 1 筆で 5,877 m <sup>2</sup>	
33 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字日渡三 749 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 22,967 m <sup>2</sup>	
34 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字八幡 4087-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,554 m <sup>2</sup>	

以上、説明させていただきました。ご意見の方お願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようで

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって、決議することに決定しました。続きまして、日程第 10 議案第 109 号「飯豊町地域計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 飯豊町地域計画の変更に対する意見をちょうだいしたいと思います。一週間前くらいにみなさんに各地区の地域計画を郵送していきまして、事務局で作成して、ご意見を頂いておりますが、この場で更に意見等あればお願いしたいと思います。今回の地域計画の見直しにつきましては、8 地区全てになります。中、萩生、黒沢、椿、東部、小白川、西部、中津川とすべて見直しをして頂きたいと思っております。嵐町長から地域計画の見直しに対して意見を求められております。修正しているところはすべて赤字になっており、前回と変わっている所になっております。3

月 25 日付で更新し、告示したいと考えております。今回は、第 1 回、初めての更新となります。10 年後の面積につきましては、アンケートの内容をそのまま変更したものと、補助事業で目標を設定している農地面積とあっていないと県から指摘されますので、それと合わせて修正しております。中地区で、名簿に 5 名追加させていただきますので、それと合わせて修正しております。萩生地区ですが、数名追加しております。特に、集落営農組織で営農している方はすべて漏れておりましたので、その方を追加させていただきます。黒沢地区も赤字になっておところが修正箇所になっていますが、今回〇〇〇が新たに追加されております。椿地区も赤字で修正しております。齋藤委員からご意見を頂いて、取り組み内容に、鳥獣被害対策を入れております。一番下に〇〇〇の息子さんが就農されましたので、追加させて頂きました。東部地区も修正しております。集落営農組織を追加しております。小白川地区も集落営農組織を追加しております。西部地区も集落営農組織を追加しております。中津川地区は第 2 回目の見直しになります。面積の修正になります。ふぁーむなかつがわについては、面積が 100ha を超えていたので、修正しております。以上の内容で見直しをさせていただきましたので、ご意見等あればよろしくお願いいたします。

議 長 各地区ごとに事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明につきまして、質問、意見等あればお願いいたします。格別なようでしたら、承認する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 3 3 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

( 午後 2 時 3 3 分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

議 長 安部 敦幸

署名委員 (2 番) 後藤 恵美子

署名委員 (3 番) 齋藤 祐一